

広島県告示第六百二十五号

広島県漁業調整規則（昭和四十一年広島県規則第五十四号）第八条第二項及び第二十一条第三項の規定によつて、小型機船底びき網漁業（ただし、自家用餌料びき網漁業、落がきこぎ網漁業、落がきけた網漁業及び打瀬網漁業を除く。）の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成二十年七月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成二十年七月二十二日から平成二十年八月五日まで